

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	20 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	14 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	28 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	17 件

茨城国民年金 事案 994

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から同年3月まで
A町役場（現在は、B市役所）C支所において、転居届を提出した際に、それまで未納となっていた昭和46年1月から同年3月までの国民年金保険料について、納付書を作成してもらい、その後、郵便局において納付した。
このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3か月と短期間である。

また、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、申立人は、申立期間前後の期間の保険料を現年度納付により納付していることが確認できる上、昭和46年4月に、任意加入から強制加入に種別変更をしていることから、申立期間の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立期間前の昭和43年度の納付記録について、申立人に係るオンライン記録では、保険料が納付済みとなっているものの、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）では、納付記録の記載及び検認印が無いことから、行政側の申立人に係る記録管理が適正に行われていなかったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 7 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 7 月から 52 年 3 月まで
会社を退職した後、昭和 51 年 6 月に独立して自営業を始めた際に、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、同時期に、既に妻が加入していた納税組合に私も加入し、組合長を通じて夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 9 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人は、その妻と一緒に申立期間の保険料を納付していたと主張しており、事実、その妻に係る申立期間の保険料については納付済みとなっていることから、申立人の保険料のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、A 市役所に照会したところ、申立期間当時、B 村役場（現在は、A 市役所）では、年度途中であっても納税組合を通じた保険料の納付が可能であった旨の回答が得られたことから、納税組合を通じて夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の主張には信憑^{びよう}性が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 12 月から 60 年 3 月まで
② 昭和 60 年 11 月から 62 年 3 月まで
③ 昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月まで

昭和 59 年 12 月に病気で退職した際に、母が、A 市役所において、私の国民健康保険の加入手続と同時に、国民年金の加入手続も一緒に行ってくれた。国民年金保険料については、父が納付しており、当時、私の友人と納付について話をしたことを覚えている。

このため、各申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③については 12 か月と短期間であり、申立人が申立期間③直後の平成元年度の保険料を納付したのは、オンライン記録により、平成 2 年 4 月 27 日であることが確認できることから、この時点で時効未到来である申立期間③の保険料を納付しなかったとは考え難い。

また、申立人の各申立期間に係る保険料を納付したとするその父は、当該期間の保険料をすべて納付している。

2 一方、申立期間①及び②について、申立人が国民年金に加入した時期は、前の 20 歳の強制加入者の国民年金手帳記号番号から、平成元年 2 月 13 日以降と考えられ、この時点では、申立期間①の全部及び申立期間②の過半については時効により保険料を納付できないことから、申立人の主張には不合理な点が認められる。

また、申立人は、その母が国民年金の加入手続を行い、その父が各申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、申立期間①及び②の保険料を納付

したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人自身は国民年金の手續に直接関与しておらず、その父も既に他界しているため、両申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間③の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年4月から同年6月まで
会社を退職後、昭和55年4月に国民年金の加入手続を行い、婚姻前の期間の国民年金保険料については父が納付し、婚姻後の期間の保険料については私が納付していた。

申立期間は結婚した時期と重なっているが、国民年金の住所変更等の手続については適切に行っていたはずである。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間中に婚姻しており、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、昭和56年5月17日にA町（現在は、B市）からC町（現在は、D市）に住所変更し、同年6月16日付けで、国民年金被保険者資格が「強制」から「任意」に種別変更が行われていることが確認できることから、婚姻に伴う国民年金の一連の手続を適切に行い、申立期間の保険料を納付したとする申立人の主張には信憑性が認められる。

さらに、申立人は、申立期間及び国民年金第3号被保険者期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることから、年金制度に対する関心の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から47年3月までの期間及び49年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年11月から45年3月まで
② 昭和45年4月から47年3月まで
③ 昭和49年1月から同年3月まで

社会保険事務所（当時）で納付記録を確認したところ、昭和43年11月から45年3月までの期間、同年4月から47年3月までの期間及び49年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料が未納とされていた。

各申立期間については、父が、A市役所（現在は、B市役所）において保険料を納付してくれていたはずであり、各申立期間を除く保険料はすべて納付している。

このため、各申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 各申立期間について、申立人の保険料を納付していたとするその父及び母は、昭和35年10月1日に国民年金に加入後、60歳で国民年金被保険者資格を喪失するまでのすべての期間について保険料を納付しており、52年4月からは付加保険料も納付していることから、年金制度に対する意識の高さがうかがえる。

また、申立人が国民年金に加入した時期は、直前の任意加入者の国民年金手帳記号番号により、昭和45年7月1日以降であると考えられ、申立期間②については、保険料の現年度納付が可能であり、事実、申立期間②の保険料を納付していたとするその父及び母は、申立期間②の保険料について納付済みとなっていることから、申立人の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立期間③については、3か月と短期間であり、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、申立人は、申立期間③前後の期間の保険料について現年度納付していることが確認でき、事実、申立期間③の保険料を納付していたとするその父及び母は、申立期間③の保険料について納付済みとなっていることから、申立人の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

- 2 一方、申立人が国民年金に加入した時期は、昭和45年7月1日以降であると考えられ、申立期間①について、その父が、20歳から継続して保険料を納付したとする申立人の主張には矛盾が認められる。

また、申立期間①の保険料を納付したとするその父は、申立期間①に係る保険料について、後からまとめて納付したことはないと主張しており、事実、申立期間①の保険料を過年度納付及び特例納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、その父が、国民年金の加入手続を行い、申立期間①の保険料を納付したと主張しているが、申立人自身は国民年金の手続に直接関与しておらず、申立期間①当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間①の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 10 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 10 月から 61 年 3 月まで
ねんきん特別便を確認したところ、昭和 60 年 10 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料が未納とされていた。

昭和 62 年ごろ、父が、国民年金の加入手続を行い、郵便局において申立期間を含むそれまでの未納期間の保険料をまとめて納付してくれた。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、6 か月と短期間であり、申立人は、申立期間及び国民年金第 3 号被保険者期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人が国民年金に加入した時期は、前後の国民年金被保険者の第 3 号被保険者資格取得処理年月日により、昭和 62 年 7 月 15 日から同年 8 月 4 日までの間であると考えられ、申立期間については、過年度納付が可能であり、事実、申立人は、申立期間直後である 61 年 4 月から 62 年 3 月までの保険料について、過年度納付していることから、時効未到来である申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間の保険料について、その父が納付したと主張しており、事実、申立期間の前後を通じて申立人の父の仕事や生活状況に大きな変化は認められず、その父は公務員であり、申立期間の保険料を納付するのに経済的な問題は無く、申立期間の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第 1 委員会の結論

申立期間①について、申立人の A 社における資格喪失日は平成 6 年 5 月 6 日と認められることから、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、平成 5 年 5 月から同年 9 月までに係る標準報酬月額を 26 万円、同年 10 月から 6 年 4 月までの期間に係る標準報酬月額を 28 万円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の上記訂正後の A 社における資格喪失日に係る記録を平成 6 年 6 月 26 日に訂正し、同年 5 月の標準報酬月額を 28 万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 5 年 5 月 31 日から 6 年 5 月 6 日まで
② 平成 6 年 5 月 6 日から同年 6 月 26 日まで
③ 平成 6 年 6 月 26 日から同年 7 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A 社における被保険者資格喪失日が、平成 5 年 5 月 31 日である旨の回答を受けた。

私は、平成 6 年 6 月 30 日まで A 社の正社員として同社に勤務し、同年 7 月 1 日付けで同社の派遣先であった B 社に正社員として採用されたことから、A 社における被保険者資格喪失日は同年 7 月 1 日であるはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録では、申立人の A 社における厚生年金保険被保険者資格記録について、当初、平成 5 年 10 月 1 日付け

で標準報酬月額^{そきゅう}の算定が行われていたところ、6年5月6日付けで算定が取り消されている上、5年5月31日まで遡^{そきゅう}及して被保険者資格喪失日が訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録では、A社は、平成5年5月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がされているが、同社において厚生年金保険被保険者資格を有していた申立人を除く20人（役員2人を含む。）のうちの18人は、申立人と同様に、遡及して被保険者資格喪失日が訂正されているほか、2人は、遡及して被保険者資格が取り消されていることが確認できる。

さらに、A社の役員二人から、当時の同社の経営状況について、不振であった旨の証言が得られたほか、当時の同僚から、当時、給与の遅配があった旨の証言が得られたことから、同社は平成5年5月31日以降も法人として事業実態があったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、被保険者の資格喪失に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の被保険者資格喪失日は、A社が適用事業所に該当しなくなった処理をした日から判断して、平成6年5月6日に訂正することが必要であると認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、オンライン記録にあるA社における遡及訂正前の申立人の記録から、平成5年5月から同年9月までに係る標準報酬月額を26万円、同年10月から6年4月までの期間に係る標準報酬月額を28万円とすることが必要であると認められる。

- 2 申立期間②について、労働局に照会したところ、申立人のA社に係る雇用保険被保険者記録では、離職日が平成6年6月25日である旨の回答が得られた。また、申立人は、当時A社の正社員として、派遣先であったB社に勤務していたと主張しているところ、同社の人事担当者及び当時の同僚から、申立人の主張と一致する証言が得られたことから、申立人は、申立期間②中、A社における雇用保険被保険者資格を有しながら、同社の正社員として、B社に勤務していたものと推認できる。

また、申立期間②当時のA社の社会保険事務に関わっていた者から、申立人は、同期間中、同社から給与が支給されており、給与から社会保険料が控除されていた旨の証言が得られた。

さらに、申立期間②以前に、A社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した者のうち、連絡先の判明した15人に照会したところ、10人から回答が得られ、そのうちの7人からは、申立期間②当時、同社に勤

務し、給与から厚生年金保険料が控除されていた旨の証言が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、B社に勤務しながらも、A社における厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社における遡及取消前の平成6年5月のオンライン記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているものの、事業主は申立期間②において適用事業所となる要件を満たしていたにもかかわらず、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間③について、上記2の通り、申立人のA社に係る雇用保険被保険者記録では、離職日が平成6年6月25日となっている。

また、B社の人事担当者から、申立人について、採用年月日は平成6年7月1日であり、同年7月分の給与において控除されている社会保険料控除額は当月分の社会保険料控除額である旨の回答が得られた。

さらに、申立期間③における厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 19 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、20 年 11 月 30 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和 19 年 6 月から 20 年 5 月までの標準報酬月額は 80 円、同年 6 月から同年 10 月までの標準報酬月額は 90 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 18 年 4 月 16 日から 19 年 6 月 1 日まで
② 昭和 19 年 6 月 1 日から 20 年 11 月 30 日まで
③ 昭和 20 年 11 月 30 日から 21 年 3 月まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B工場に勤務していた期間のうち、昭和 18 年 4 月 16 日から 19 年 6 月 1 日までの期間、同年 6 月 1 日から 20 年 11 月 30 日までの期間及び同年 11 月 30 日から 21 年 3 月までの加入記録が無かった旨の回答を受けた。

終戦後の昭和 21 年 3 月まで、A社B工場に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人と同様に、昭和 18 年 4 月 15 日に、A社B工場における厚生年金保険被保険者資格を喪失した同僚のうち、連絡先の判明した 6 人に照会したところ、5 人から回答が得られ、そのうちの 1 人からは、被保険者資格を喪失したことについて、工場勤務を離れ、C養成所に入学したためであるとしており、また、同養成所を卒業した後、同社同工場に戻り、申立期間②に同社同工場に勤務していた旨を主張していることから、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険

者台帳により、当該同僚の被保険者資格記録を調べたところ、当該同僚は申立期間②に同社同工場において被保険者資格を有していたことが確認できる。

また、上記回答の得られた同僚は、申立人について、当該同僚と同様に、昭和 18 年 4 月 15 日付けで C 養成所に入学し、同養成所を卒業後、申立期間②に A 社 B 工場に勤務していたとしているところ、A 社 D グループから提出された「従業員名簿」及び健康保険厚生年金保険被保険者台帳では、生年月日は異なるものの、申立人と同姓同名で、昭和 19 年 6 月 1 日から 20 年 11 月 30 日までの期間に、同社 B 工場において、被保険者資格を有していた者がいることが確認できる。

さらに、A 社 D グループ社会保険ユニット担当者に、上記のことを踏まえ、申立人が主張する申立期間②当時の勤務先及び担当職務について照会したところ、同社から提出された「従業員名簿」及び健康保険厚生年金保険被保険者台帳において、記載内容が一致し、申立期間②に同社 B 工場において被保険者資格を有していたことが確認できる者は、申立人と断定できる旨の回答が得られた。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和 19 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、20 年 11 月 30 日に同資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められることから、申立期間②について厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、事業主が保管する健康保険厚生年金保険被保険者台帳から、昭和 19 年 6 月から 20 年 5 月までを 80 円、同年 6 月から同年 10 月までを 90 円とすることが妥当である。

2 申立期間①及び③について、A 社 D グループから提出された「従業員名簿」及び健康保険厚生年金保険被保険者台帳では、申立人の名前は見当たらない。

また、申立期間①について、上記 1 において回答の得られた同僚から、申立人は C 養成所に通学していた旨の証言が得られたとともに、当該同僚も同養成所に通学していたとする期間については、厚生年金保険の被保険者記録は無い。

さらに、申立人は、申立期間①及び③に勤務していた同僚の氏名を記憶していないことから、申立人に係る申立期間①及び③当時の勤務状況等について具体的な証言を得ることができない。

加えて、申立期間①及び③に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間①及び③における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断す

ると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年10月10日から48年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を48年1月1日に訂正し、当該期間のうち、46年11月から47年7月までの標準報酬月額を3万9,000円、同年8月及び同年9月の標準報酬月額を4万8,000円、47年10月から同年12月までの標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年10月10日から48年2月2日まで
② 昭和48年2月2日から同年3月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和46年10月8日から48年3月1日までの期間のうち、46年10月10日から48年3月1日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

しかし、私が現在保管しているA社から交付された給与明細書により、給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人から提出された当時のB帳及び日記の記載内容により、申立人は、当該期間にA社に勤務していたことが推認できる。

また、申立人はA社の給与明細書を5枚所持しているが、そのうち1枚は「昭和47年9月」に支払われ、厚生年金保険料として1,536円が控除されていることが確認できるものの、1枚は「12月」（発行年不明）の記載と保険料として1,792円が控除されていることが確認でき、2枚は発行年月の記載が無く、保険料控除額1,792円と記載され、1枚

は、発行年月及び保険料控除額ともに記載が無い。当該給与明細書について、A社に照会したところ、申立人から提出された給与明細書5枚については、同社で発行したものである旨の回答が得られたが、「昭和47年9月」と確認できるもの以外の給与明細書の発行年及び発行年月は不明としている。

さらに、申立人から提出された給与明細書を精査したところ、「12月」の記載があるのみで支給年の記載がない1枚と支給年月の記載が無い2枚について、昭和47年9月の給与明細書に記載されている厚生年金保険料に対応する標準報酬等級よりも高い標準報酬等級に対応する厚生年金保険料が控除されていることが確認できること、申立人から提出された日記に記載されている給与受取額と当該明細書の差引支給額が一致すること及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において取り消されている47年10月の定時決定の記録が当該明細書における控除保険料の標準報酬等級と一致することから、当該明細書3枚は、それぞれ47年11月、同年12月及び48年1月の給与明細書であることが推認できる。

加えて、A社は、当時の厚生年金保険料の控除方式については不明としており、申立人から昭和48年2月の給与明細書の提出もなく、同年1月分の給与明細書で控除されている厚生年金保険料が同年1月分であるとまで推認することができない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち、昭和46年10月10日から48年1月1日までの期間に、A社に正社員として勤務し、46年11月から47年12月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立人の標準報酬月額については、申立期間①のうち、昭和46年11月から47年8月までは、申立人の46年10月のオンライン記録から、3万9,000円、給与明細書の保険料控除額及び給与総支給額から、47年9月は4万8,000円、47年10月から同年12月までは5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから不明であるが、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立どおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和46年10月10日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月から47年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行

していないと認められる。

- 2 申立期間①のうち、昭和 48 年 1 月 1 日から同年 2 月 2 日までの期間について、B 帳の記載から、申立人が A 社に勤務していたことは推認できるものの、上記 1 に記載のとおり、申立人から提出された申立期間①当時の給与明細書から、同年 1 月分の厚生年金保険料が控除されたことを確認することができない。

また、A 社及び当時の同僚に照会したところ、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる具体的な証言を得ることができなかった。

さらに、日記の記載からも、昭和 48 年 1 月分より後の期間に係る給与支給について確認することができない上、ほかに厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

- 3 申立期間②について、申立人から提出された B 帳及び日記において記載が無く、申立人が同期間に A 社に勤務していたことが推認できない。

また、A 社に照会したところ、申立期間②当時の関係資料が残存していないため、申立人の勤務及び厚生年金保険の適用状況については不明である旨の回答が得られた。

さらに、申立人から提出された日記に名前の記載があった同僚（そのうち申立人が名前を挙げた同僚 3 人を含む。）のうち、連絡先が判明した 3 人に照会したものの、申立人に係る申立期間②当時の勤務状況等について具体的な証言が得られなかった。

このほか、申立期間②に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険の被保険者として、申立期間①のうち、昭和 48 年 1 月 1 日から同年 2 月 2 日までの期間及び申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B店における資格取得日に係る記録を昭和45年6月21日に、資格喪失日に係る記録を同年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月21日から同年9月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社の関連会社であるC社に勤務していた期間のうち、昭和45年6月21日から同年9月1日までの期間について、厚生年金保険の加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、昭和45年6月末ころに転勤の命を受け、D部の責任者として、C社E店から、当時、新規オープンした同社B店に転勤した。

C社に入社してからA社で退職するまで、継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

労働局に照会したところ、申立期間より前の雇用保険被保険者記録については確認できないものの、申立人は、F社において、昭和45年6月21日に被保険者資格を取得し、平成4年8月10日に離職していることが確認できる旨の回答が得られた。

また、申立人から提出されたA社における永年勤続20年の表彰状(平成元年4月9日付け)について、同社総務部に照会したところ、申立人は、同社に継続して勤務し、申立期間についても勤務していたと思われる旨のほか、当時、C社B店は、新規オープンで忙しく、厚生年金保険の新規適用事業所に係る届出を昭和45年9月1日に遅れて提出していることから、

本来であれば、申立人の被保険者資格については、既に適用事業所となっていたA社B店において、同年6月21日付けで一旦取得し、同年9月1日付けで喪失させた後、同日付けで、C社B店において、改めて、取得させるべきであったと思われる旨の回答が得られた。

さらに、申立人は、昭和45年6月末ころに転勤の命を受けてすぐH市に転勤したと主張しているところ、住民票除票により、同年6月20日付けで、同市へ転入したことが確認できる。

加えて、申立人が申立期間以前に勤務していたC社E店の元上司に照会したところ、申立人が主張する申立内容と一致する旨の証言のほか、当時、同社B店に異動した者の給与の支給及び社会保険料控除については、A社B店において行われていたと思われる旨の証言が得られた。

また、申立人が名前を挙げた同僚9人のうち、連絡先が判明した3人に照会したところ、全員から、申立期間当時、申立人はC社B店に勤務していた旨の証言が得られ、そのうち、G部の担当者として、同社E店からA社B店へ異動し、申立人と同じくH市内の寮で生活していた同僚1人からは、申立人は、自身と同じく昭和45年6月末ころに入寮し、同時期より同社同店に勤務していたことは間違いのない旨の証言が得られた。なお、当該同僚の厚生年金保険被保険者資格記録についてオンライン記録により調べたところ、申立期間中、A社B店において被保険者資格を有していることが確認できる。

さらに、申立期間当時、A社B店において経理を担当していた同僚一人に照会したところ、当時、申立人はC社B店に勤務していた旨のほか、当時の社会保険関係の事務について、Iビル内にある事務所において、自身の上司が、A社B店、C社B店及びJ社B店3社分を一括して行っていた旨の証言が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、C社B店に勤務しながらも、A社B店における厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るC社B店における昭和45年9月のオンライン記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から、申立期間当時、申立人の被保険者資格の届出を提出する際に誤りがあったと思われる旨の回答が得られたことから、事業主から社会保険事務所へ資格の喪失の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月から8月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和23年4月30日から同年8月14日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA機関における資格喪失日に係る記録を昭和23年8月14日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和23年4月30日から同年8月14日まで
② 昭和24年9月30日から同年10月1日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A機関に勤務していた期間のうち、昭和23年4月30日から同年8月14日までの期間及びB機関に勤務していた期間のうち、24年9月30日から同年10月1日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

両事業所に勤務していたことは間違いないので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、同僚4人（申立人が名前を挙げた同僚2人を含む。）から、申立人は、申立期間①当時、A機関に勤務していた旨のほか、当時の経理事務担当者から、申立人は、申立期間①当時、給与から厚生年金保険料が控除されていた旨の証言が得られた。

また、健康保険被保険者名簿により、A機関は昭和23年8月14日に適用事業所に該当しなくなっていることが確認できるところ、申立人が同日まで一緒に勤務していたとする同僚8人のうち6人は、同会に係る健康保険被保険者名簿により、同日に被保険者資格を喪失するまで、継続して被保険者であったことが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、昭和23年4月30日

から同年8月14日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の昭和22年11月の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、健康保険被保険者名簿により、B機関は、昭和24年9月30日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる。

また、B機関の業務を引き継いでいるC機関に照会したところ、申立期間②当時の資料は残存していないため、申立期間②の事業所の状況について確認することができない旨の回答が得られた。

さらに、B機関に係る健康保険被保険者名簿により、同会が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった昭和23年9月30日に、その時点で在職していたすべての職員130人（申立人を含む。）が被保険者資格を喪失していることが確認でき、また、健康保険被保険者名簿により、そのうちの90人は、D機関において、被保険者資格を取得していることが確認できるものの、その取得手続は、同年10月1日から25年4月1日までの期間にかけて行われていることが確認できる。

加えて、昭和23年9月30日付けで、B機関における厚生年金保険被保険者資格を喪失した者130人のうち、連絡先の判明した5人に照会したものの、申立人に係る当時の厚生年金保険の適用に関する具体的な証言を得ることはできなかった。

このほか、申立期間②に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和44年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月1日から44年9月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和43年5月1日から44年9月1日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

A社は私の実家であり、申立期間中、私は継続して正社員として働いていた。

このため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時にA社に勤務していたことは、現在の事業主である申立人の弟及び同僚の証言により推認できる。

また、現在の事業主である申立人の弟から、申立期間当時、経理を担当し、事業主であった申立人の父は、既に他界している上、当時のA社の資料は残存していないものの、自身の記憶では、申立人の勤務形態について、昭和43年5月の前後に変更は無く、一貫してB作業を担当していた旨のほか、当時の同社の社会保険の取扱いでは、パート・アルバイトの区別なく従業員全員を社会保険に加入させ、原則として従業員の給与から社会保険料を控除していたことから、当然、申立人も厚生年金保険に加入し、厚生年金保険料を給与から控除していたと思われる旨の回答が得られた。

さらに、申立期間当時、A社に勤務していた同僚10人のうち、存命中で連絡先が判明した6人に照会したところ、4人から回答が得られ、そのうち親族以外の1人からは、当時、経理を担当していた社長以外、申立人を含むすべての従業員がB作業を担当していた旨のほか、申立人の勤務形態について、昭和43年5月の前後に変更は無かった旨の回答が得られた。また、申立人の兄（次男）の妻からは、申立人の勤務形態について、D地に転居するまで、変更は無かった旨のほか、社長は家族を大事にする者であったので、申立人は、申立期間中、当然、厚生年金保険に加入していたと思われる旨の回答が得られた。さらに、申立人の姉からは、自身が退職するまで、申立人の勤務形態に変更は無かった旨のほか、当時のA社の厚生年金保険の取扱いでは、社員であれば、入社から退社まで厚生年金保険に加入させていた旨の回答が得られた。

加えて、上記回答が得られた同僚4人のうち、平成16年に退社した1人を除く3人が主張する自身の退職日とA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は概ね一致することが確認でき、また、当該同僚から、申立期間当時、同社では、退職前に厚生年金保険を喪失させるような取扱いは無かった旨の回答が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における資格喪失前の定時決定（昭和42年10月1日）の標準報酬月額から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が、昭和43年5月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和43年5月から44年8月までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における資格喪失日は昭和50年5月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、18万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年4月30日から同年5月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B支店における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が昭和50年4月30日である旨の回答を受けた。

しかし、私は、昭和39年4月1日に入社してから平成17年7月31日に退職するまで、A社に継続して勤務しており、申立期間については同社B支店に勤務していたと記憶している。

また、証拠書類として厚生年金保険料が控除されていたことが記されている給与明細書を提出するので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

労働局に照会したところ、申立人のA社に係る雇用保険被保険者記録では、資格取得日が昭和39年4月1日、離職日が平成17年7月31日である旨の回答が得られたことから、申立人が申立期間中に同社に勤務していたことが確認できる。

また、A社に照会したところ、申立人は、昭和39年4月1日から平成17年7月31日まで、同社に継続して勤務し、昭和50年5月1日付けで、同社B支店から同社C支店に異動した旨のほか、申立期間当時、厚生年金保険料については、翌月控除方式により、給与から控除していた旨の回答が得られた上、申立人から提出された同社の同年5月分の給与明細書では、厚生年金保険料6,840円が控除されていることが確認できる。

さらに、D厚生年金基金から記録を引き継ぎ、管理している企業年金連

合会に照会したところ、申立人は、昭和 42 年 5 月 1 日に厚生年金基金加入員資格を取得し、平成 15 年 4 月 15 日に同資格を喪失するまで、継続して加入員資格を有していた旨の回答が得られたほか、A社から、申立期間当時、厚生年金基金の資格取得及び喪失に係る届出は、複写式の様式を用いて行っていたと思われる旨の回答が得られた。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和 50 年 5 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金基金の昭和 50 年 3 月の記録から、18 万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主（A機関、以下同じ）により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA機関における資格取得日に係る記録を昭和21年8月23日に、資格喪失日に係る記録を22年6月3日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、21年8月から同年12月までに係る標準報酬月額を330円に、22年1月から同年5月までに係る標準報酬月額を420円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 8 月 23 日から 22 年 6 月 3 日まで

社会保険事務所（当時）に船員保険加入記録を照会したところ、B船に乗船していた昭和21年8月23日から22年6月3日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。船員手帳により乗船していたことが確認できるので、申立期間について船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳により、申立人が、昭和21年8月23日から22年6月2日までの期間について、B船に機関員として乗船していたことが確認できる。

また、C社（B船を所有していたD社とE社が合併して設立）に照会したところ、昭和21年以降については、D社が所有していた1万トンクラスの船舶に乗り組む船員について、A機関に徴用されている関係もあり、船員保険に加入させない取扱いは考え難いとの回答が得られた。

さらに、A船に係る船員保険船舶台帳には常時乗組員数として150人と記載されているが、同船の被保険者名簿には167人が登載されていることが確認できる。

加えて、申立期間当時、B船において被保険者資格を取得している機関関連職のうち、存命中で連絡先が判明した5人に照会したところ、3人か

ら回答が得られ、うち1人から、機関関連船員として35人程度と機関関連の高級船員として10人程度が乗船していたとの証言が得られたところ、B船に係る被保険者名簿には、32人の機関関連一般船員と15人の機関関連高級船員が登載されていることが確認でき、これらのことから、申立期間当時、B船に乗船していたほぼ全員が船員保険に加入していたものと推認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の船員手帳の記載から、昭和21年8月から同年12月までに係る標準報酬月額を330円に、22年1月から同年5月までに係る標準報酬月額を420円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、仮に、事業主から申立人の申立期間に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後被保険者資格喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から申立てどおりの資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和21年8月から22年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和45年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月21日から同年6月1日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務していた昭和36年4月11日から平成14年10月21日までの期間のうち、昭和45年5月21日から同年6月1日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

昭和36年4月11日の入社から平成14年10月20日の退社まで、A社に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

3 委員会の判断の理由

労働局に照会したところ、申立人のA社に係る雇用保険被保険者記録では、資格取得日が昭和36年4月11日、離職日が平成14年10月20日である旨の回答が得られたことから、申立人が申立期間中に同社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人が名前を挙げたA社の同僚二人に照会したところ、一人から回答が得られ、申立人の業務内容について、昭和45年5月21日以降、C作業からD作業へ変わったものの、申立人は引き続き同社B工場に勤務していた旨の回答が得られた。

さらに、A社に照会したところ、申立人が申立期間に同社に勤務していた旨のほか、同期間に勤務していたということであれば、同期間に係る厚生年金保険料を控除していたと考えられる旨の回答が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、

A社B工場に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和45年4月のオンライン記録及び同社B工場における同年6月のオンライン記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和50年2月1日に、B社における資格取得日に係る記録を51年11月26日に訂正し、申立期間①に係る標準報酬月額を7万6,000円、申立期間②に係る標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社における資格取得日に係る記録を昭和52年11月1日に訂正し、申立期間③に係る標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和50年1月31日から同年2月1日まで
② 昭和51年11月26日から同年12月5日まで
③ 昭和52年11月1日から同年12月1日まで
④ 昭和55年1月26日から同年2月1日まで
⑤ 昭和63年3月20日から同年4月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和50年1月31日から同年2月1日までの期間、B社（現在は、D社）に勤務していた51年11月26日から同年12月5日までの期間、C社に勤務していた52年11月1日から同年12月1日までの期間、E社に勤務していた55年1月26日から同年2月1日までの期間及びF社（現在は、G社）に勤務していた63年3月20日から同年4月1日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

それぞれの事業所に勤務していたことは間違いなく、各申立期間に係る給与明細書を持っているので、同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人が申立期間①当時にA社に勤務していたことは、同社の回答及び申立人から提出された同社の給与袋により、推認できる。

また、A社に照会したところ、申立人から提出された同社の昭和50年1月分の給与明細書については、同社で発行した給与明細書で間違いのない旨のほか、申立期間①当時の同社における厚生年金保険料の控除方式については、当月控除であったと思われる旨の回答が得られたことから、当該明細書に記載されている厚生年金保険料控除額は、申立期間①に係る厚生年金保険料であることが確認できる。

さらに、A社から、申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失に係る届出について、申立期間①当時の社会保険事務担当者が届出を誤ったのではないかとと思われる旨の回答が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、A社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人から提出されたA社の昭和50年1月分の給与明細書から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から、申立期間①当時、申立人の被保険者資格の届出を提出する際に誤りがあったと思われる旨の回答が得られたことから、事業主は昭和50年1月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立人から提出されたB社の昭和51年12月分の給与明細書に、申立人が昭和51年11月26日から同年12月25日まで同社に勤務していた旨の記載があることから、申立人が申立期間②に同社に勤務していたことが確認できる。

また、D社に照会したところ、申立人から提出されたB社の昭和51年12月分の給与明細書については、同社で発行した給与明細書で間違いのない旨のほか、申立期間②当時の同社における厚生年金保険料の控除方式については、翌月控除であったと思われる旨の回答が得られたことから、当該明細書に記載されている厚生年金保険料控除額は、申立期間②に係る厚生年金保険料であることが確認できる。

さらに、D社から、申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格取得に係る届出について、申立期間②当時の社会保険事務担当者が届出を誤っ

たのではないかと思われる旨の回答が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、B社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人から提出されたB社の昭和51年12月分の給与明細書から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から、申立期間②当時、申立人の被保険者資格の届出を提出する際に誤りがあったと思われる旨の回答が得られたことから、事業主は昭和51年12月5日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立人から提出されたC社の昭和52年11月分の給与明細書に、申立人が昭和52年11月1日から同年11月30日まで同社に勤務していた旨の記載があることから、申立人が申立期間③に同社に勤務していたことが確認できる。

また、申立期間③当時、社会保険事務を担当していた者に照会したところ、申立人から提出された同社の昭和52年11月分の給与明細書については、当時、同社で発行した給与明細書で間違いのない旨のほか、申立期間③当時の同社における厚生年金保険料の控除方式については、当月控除であったと思われる旨の回答が得られたことから、当該明細書に記載されている厚生年金保険料控除額は、申立期間③に係る厚生年金保険料であることが確認できる。

さらに、社会保険事務を担当していた者から、申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格取得に係る届出について、同社の届出時の誤りではないかと思われる旨の証言が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間③において、C社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人から提出されたC社の昭和52年11月分の給与明細書から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C社は平成9年に解散しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び

周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

- 4 公共職業安定所に照会したところ、申立人のE社に係る雇用保険被保険者記録では、資格取得日が昭和54年4月1日、離職日が55年1月25日である旨の回答が得られた。

また、E社に照会したところ、申立人の退職日は昭和55年1月25日であった旨のほか、退職月である同年1月の厚生年金保険料については給与から控除していない旨の回答が得られ、事実、同社から提出された「厚生年金保険等の記録簿」及び申立人から提出された同社の給与明細書では、申立期間④に係る厚生年金保険料が控除されたことを確認することはできない。

- 5 公共職業安定所に照会したところ、申立人のF社に係る雇用保険被保険者記録では、資格取得日が昭和63年2月1日、離職日が同年3月20日である旨の回答が得られた。

また、申立人から提出されたF社の昭和63年3月分の給与明細書では、昭和63年3月における申立人の出勤日数が、所定労働日数が24日間であるところ、6日間であったことが確認でき、申立人は必ずしも同年3月末日まで勤務していたとは考え難い上、申立人自身も正確な退職時期を記憶していない。

さらに、当該明細書に厚生年金保険料控除額が記載されていることについて、G社に照会したところ、申立期間⑤当時の同社における厚生年金保険料の控除方式は当月控除であったとしているものの、当時の担当者による給与計算時の誤りではないかと考えられる旨の回答が得られた。

- 6 このほか、申立期間④及び⑤に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間④及び⑤における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間④及び⑤に係る厚生年金保険料を両事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成9年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を56万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年9月30日から同年10月1日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成9年9月30日から同年10月1日まで期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、入社してから現在に至るまで、B社及び同社の関連会社であるA社に継続して勤務しており、一度も退職したことはないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録、B社から提出された社員人事カード及び同社からの回答により、申立人は、同社に入社してから現在に至るまで、同社及びA社に継続勤務し、申立期間中には、A社に勤務していたことが認められる。

また、B社に照会したところ、同社及びA社では、翌月控除方式により、給与から厚生年金保険料を控除している旨の回答が得られた上、B社から提出された賃金台帳により、申立人の給与から申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、B社から提出された平成9年

10 月分の賃金台帳に記載された申立人に係る厚生年金保険料控除額から、56 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人について被保険者の資格喪失日を誤って平成 9 年 9 月 30 日として届出を行ったとしていることから、事業主から社会保険事務所へ申立てどおりの資格の喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 9 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C店における資格喪失日に係る記録を昭和46年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月1日から同年9月1日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社C店に勤務していた昭和46年8月1日から同年9月1日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。手元の給与明細書で、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された、昭和46年7月分から同年9月分までの給与明細書及び申立人が名前を挙げている、申立人と同日にA社C店において被保険者資格を喪失し、申立人と同日にD社において被保険者資格を取得した同僚の回答から、申立人が申立期間中、A社C店に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書から確認できる昭和46年8月分の厚生年金保険料控除額から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所は、申立期間当時の関係書類が残存していないため不明と主張しているが、申立人と同様に昭和46年9月1日に申立事業所からD社E工場に異動した同僚10人に係る厚生年金保険の記録においても、申立人と同様のケースが確認できることから、申立人が申立事業所から同社同工場に異動した際も、厚生年金保険被保険者資格の喪失に係る届出が

適切に行われなかったことが推認できる。その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る保険料についての納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日及び資格取得日は、昭和45年9月6日であると認められることから、申立人のA社B工場における当該資格喪失日及び同社C営業所における当該資格取得日に係る記録を同年9月6日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、4万5,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年7月6日から同年9月6日まで
② 昭和45年9月6日から同年9月21日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B工場における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が、昭和45年7月6日となっており、次の異動先である同社C営業所における被保険者資格取得日が、同年9月21日である旨の回答を受けた。

私は、昭和45年9月6日付けでA社B工場から同社C営業所へ異動したことから、同社B工場における当該資格喪失日及び同社C営業所における当該資格取得日は45年9月6日であるはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D企業年金基金に照会したところ、申立人は、昭和44年2月21日に加入員資格を取得し、51年11月6日に同資格を喪失した旨の回答が得られたことから、申立人が申立期間中にA社に勤務していたことが確認できる。

また、同基金から提出された厚生年金基金の資格取得及び喪失に係る届出の控えにより、申立人のA社B工場における加入員資格喪失日は、昭和45年9月6日であり、また、同社C営業所における同資格取得日は、同年9月6日であることが確認できる。

さらに、同基金から、申立期間当時の厚生年金基金の資格取得及び喪失に係る届出は、複写式の様式を用いて行っていたとの回答が得られた。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する昭和45年

9月6日にA社B工場において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同日に同社C営業所において資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、E企業年金の記録により、4万5,000円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA機関における資格喪失日に係る記録を平成9年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年2月28日から同年3月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A機関における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が、平成9年2月28日である旨の回答を受けた。

本来、厚生年金保険被保険者の資格喪失日は退職日の翌日となるはずなので、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日を平成9年3月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された退職証明書により、申立人が平成9年2月28日までA機関に勤務していたことが確認できる。

また、A機関に照会したところ、申立人は、平成9年2月28日まで同機関に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた旨の回答が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A機関に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA機関における平成9年1月のオンライン記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人について被保険者の資格喪失日を誤って届け出た旨を認めていることから、事業主から社会保険事務所（当時）へ申立

てどおりの資格の喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成9年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる

茨城国民年金 事案 1000

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 9 月から 45 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 9 月から 45 年 2 月まで
A 市に転居したのを機に、A 市役所において国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した。町内の役員の方が保険料を徴収に来ていたので、苦しい生活の中、定期的に納めたことを憶えている。
このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、平成 21 年 6 月 4 日に、申立期間前後の期間の厚生年金保険被保険者資格記録が訂正及び追加されたことが確認できることから、申立期間当時、申立期間の保険料のみを納付したとする申立人の主張には不合理な点が認められる。

また、申立人が保管する国民年金手帳の昭和 41 年度及び 42 年度の「国民年金印紙検認記録」頁と「国民年金印紙検認台紙」（印紙貼付用）頁には、昭和 43 年に、検認割印を押した後に切り離した事実が確認でき、41 年 4 月から 42 年 3 月までの検認欄には保険料を納付したことを示す収納印が押されていないことから、41 年度及び 42 年度の保険料について、現年度納付により納付したとは考え難く、申立人が、保険料を定期的に納付したとする主張には矛盾が認められる。

さらに、国民年金被保険者移動記録簿では、申立人の欄に「B」及び「不在」と記載されていることから、申立期間当時、申立人の転居先が不明のため、納付書が送達できなかったものと推認できる。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 1001

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から53年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から53年1月まで
社会保険事務所(当時)で納付記録を確認したところ、昭和49年1月から53年1月までの国民年金保険料が未納とされていた。
昭和43年6月に国民年金に任意加入後、厚生年金保険被保険者となった期間以外は国民年金に加入し、保険料を納付していた記憶がある。
このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の大半について、厚生年金保険被保険者との婚姻(昭和36年10月)による合算対象期間(カラ期間)であるため、国民年金被保険者資格を有しておらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえないことから、申立内容に不合理な点が認められる。

また、国民年金被保険者台帳(特殊台帳)により、申立人については、昭和53年11月7日に国民年金に係る住所変更手続が行われていることが確認できることから、申立期間について、A町(現在は、B市)において、継続して保険料を納付していたとする申立人の主張には不合理な点が認められる。

さらに、国民年金被保険者台帳(特殊台帳)により、申立人は、昭和53年9月に申立期間直後の同年2月から同年3月までの保険料を過年度納付していることが確認でき、事実、申立人の夫が国民年金に加入した時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、申立期間直後の53年8月22日から同年9月16日の間であると考えられることから、申立人は、その夫の国民年金加入に伴い国民年金に再加入したことが推認できる。

加えて、申立人は、申立期間の保険料を後からまとめて納付したことはないと主張しており、事実、申立期間の保険料を過年度納付及び特例納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

その上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定

申告書等) が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 1002

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 8 月

昭和 63 年 8 月に、A 町役場（現在は、B 市）において、国民年金の加入手続を行い、申立期間前に勤務していた会社を退職してから次の会社に就職するまでの申立期間の国民年金保険料 1 か月分を現金で納付した。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 63 年 8 月 1 日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、A 町役場において国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立期間当時に申立人の居住地を管轄する社会保険事務所（当時）において払い出される国民年金手帳記号は「*」であり、申立人には現在の基礎年金番号である厚生年金保険記号「*」が払い出される以前に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらず、事実、申立人が保管する年金手帳には、厚生年金保険記号番号のみが記載されていることから、申立期間については、国民年金被保険者資格を有していなかったため、保険料を納付することができない。

また、申立人は、申立人が国民年金に加入したと考えられる平成 10 年 9 月の時点では、特例納付制度は存在しないため、特例納付により申立期間の保険料を納付することができない。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も明らかえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 1003

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から5年3月までの国民年金保険料については、申請免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から5年3月まで
社会保険事務所(当時)で納付記録を確認したところ、平成3年4月から5年3月までの国民年金保険料が未納とされていた。

私は、申立期間当時、学生であったものの、亡くなった父から、申立期間の保険料については、全額免除の手続を行ったと聞いている。

このため、申立期間について、保険料が未納とされ、申請免除とされていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、直前の強制加入者の国民年金手帳記号番号及び申立人の平成5年4月から同年8月までの保険料の納付年月日から、同年6月10日から同年8月23日までの間と考えられ、この時点では、申立期間に係る申請免除の手続を行うことはできない。

また、申立人は、その父が、国民年金の加入手続及び保険料の申請免除手続を行ったと主張しているが、申立人自身は国民年金の手続に直接関与しておらず、その父も既に他界しているため、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び申請免除手続の状況が不明である。

さらに、申立期間の保険料が申請免除とされていたことを示す関連資料が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料が申請免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 1004

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 10 月から 63 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月から 63 年 9 月まで
社会保険事務所（当時）で納付記録を確認したところ、昭和 61 年 10 月から 63 年 9 月までの国民年金保険料が未納とされていた。

国民年金の加入手続を行った昭和 63 年 10 月に、保険料を 2 年分さかのぼって一括納付することができることを聞き、銀行から現金を引き出し、A 市役所（現在は、B 市役所）において、申立期間の保険料を納付した。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由、

申立人は、申立期間の保険料を昭和 63 年 10 月に一括納付したと主張しているが、申立人が国民年金に加入した時期は、国民年金手帳番号払出簿（電算化資料）から、平成元年 4 月 26 日以降と考えられ、申立人が加入手続を行ったとする昭和 63 年 10 月時点では、国民年金被保険者資格を有しておらず、また、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえないことから、申立人の主張には不合理な点が認められる。

また、申立人は、昭和 63 年 10 月に、申立期間の保険料をさかのぼって納付したと主張しているが、オンライン記録により、申立期間直後の 63 年 10 月から平成元年 3 月までの保険料を、2 年 11 月 7 日に、一括して納付していることが確認できることから、この納付事実と記憶が混同しているのではないかと考えられる。

このほか、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 1005

第1 委員会の結論

申立人の平成元年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年12月

再就職の面接の際、無職時における国民年金の加入について助言されたため、私は、平成元年11月ころに国民年金の加入手続を行った。その後、国民年金保険料の納付書が届いたので、平成2年2月ころ、会社を休み、A町役場（現在は、B市役所）で保険料を納めた。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、直後の強制加入者の国民年金手帳記号番号から、平成8年2月ころと考えられ、この時点では、申立期間については時効により保険料を納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

また、申立人の年金記録については、オンライン記録により、申立期間直後の厚生年金保険被保険者資格記録が平成8年2月13日に追加されていることが確認できることから、2年2月に申立期間の保険料を納付したとする申立人の主張には、不合理な点が認められる。

さらに、申立人が国民年金に加入したと考えられる平成8年2月ころの時点では、特例納付制度は存在しないため、申立期間の保険料を特例納付により納付することができない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 1006

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 12 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 12 月から平成 3 年 3 月まで

大学在学中に、学生の国民年金加入時における被保険者資格が任意から強制に変わり、A市役所から国民年金の加入案内があった。その後、母が、加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれた。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母がA市役所において国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立期間当時に申立人の居住地を管轄する社会保険事務所（当時）において払い出される国民年手帳記号は「*」であり、申立人には現在の基礎年金番号である厚生年金保険記号「*」以外に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないことから、申立期間については、国民年金被保険者資格を有しておらず、保険料を納付することができない。

また、申立人は、大学在学中に国民年金の制度が変わったことを受け、その母が加入手続を行ったと主張しているが、学生の国民年金加入時における被保険者資格が「任意」から「強制」に変わったのは平成 3 年 4 月以降であり、オンライン記録により、申立人は平成 3 年 4 月に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人の主張には不合理な点が認められる。

さらに、申立人は、その母が、国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は国民年金の手続に直接関与していないため、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人は、申立期間の保険料を後からまとめて納付したことはないと主張しており、事実、申立期間の保険料を過年度納付により納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

その上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで
社会保険事務所（当時）で納付記録を確認したところ、昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料の納付記録が確認できないとのことであった。

申立期間については、年金手帳の「国民年金の記録」欄に、昭和 60 年 4 月 1 日に被保険者となった旨の記載があるため、当時居住していた A 市において、国民年金の加入手続を行ったものと思う。いつごろその手続を行ったかは覚えていないが、これまで状況に応じてその都度国民年金の手続を行い、保険料も未納なく納付してきた。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間については、厚生年金保険被保険者との婚姻（昭和 57 年 11 月）による合算対象期間（カラ期間）であるため、国民年金被保険者資格を有しておらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえないことから、申立内容に不合理な点が認められる。

また、申立人の国民年金第 3 号被保険者該当届は、昭和 61 年 5 月 31 日に申立人の居住地を管轄する A 市役所に提出され、社会保険事務所において、同年 10 月 2 日に該当処理手続が行われていることが確認でき、仮に、申立人が申立期間について、国民年金に任意加入している場合、同年 4 月中に第 3 号被保険者についての該当手続が行われているべきであることから、申立期間について、継続して保険料を納付していたとする申立人の主張には、矛盾が認められる。

さらに、申立人は、所持する年金手帳における「被保険者となった日」欄に、「昭和 60 年 4 月 1 日」と記載されていることをもって、申立期間について、A 市において国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、同記載に

については、A市で記載されたものではない旨の回答を同市役所から得ており、事実、同市役所が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿には、申立人が60年4月1日に国民年金被保険者資格を取得した形跡が無いことから、申立人の主張には不合理な点が認められる。

加えて、申立人は、申立期間の保険料を後からまとめて納付したことはないと主張しており、事実、申立期間の保険料を過年度納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

その上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年2月から6年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年2月から6年1月まで
社会保険事務所（当時）で納付記録を確認したところ、平成5年2月から6年1月までの国民年金保険料が未納とされていた。

平成5年2月1日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失後、A市B区役所において、国民年金の加入手続を行った。申立期間の保険料については、毎月、C郵便局において、1万500円を納付した。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年2月1日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失後、A市B区役所において国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立期間当時に申立人の居住地を管轄する社会保険事務所において払い出される国民年金手帳記号は「*」であり、申立人には現在の基礎年金手帳記号である厚生年金保険記号「*」以外に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないことから、申立期間については、国民年金被保険者資格を有しておらず、保険料を納付することができない。

また、申立人は、申立期間の保険料について、毎月、郵便局において納付したと主張しているが、A市役所に照会したところ、郵便局が保険料の収納指定金融機関として業務を開始したのは、平成10年4月以降である旨の回答が得られたことから、申立人の主張には信憑^{びよう}性が認められない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料について、1月当たり1万500円であったと記憶しているが、申立期間のうち、平成5年2月及び同年3月の保険料額については、当該額と相違していることから、申立内容に不合理な点が認められる。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 1009

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年11月まで
社会保険事務所(当時)で納付記録を確認したところ、昭和36年4月から41年11月までの国民年金保険料が未納とされていた。

申立期間については、A区B出張所において保険料を納付した記憶がある。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の住所については、申立人が20歳当時居住していた住所地を管轄する社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿において「不在」印が押されていることが確認できることから、申立期間について、申立人に保険料の納付書が郵送されるとは考え難く、申立人は、保険料を納付することはできなかったものと推認できる。

また、申立人は、婚姻前と婚姻後のそれぞれの居住地であるC自治体A区及びD市において、国民年金の加入手続きを行い、二つの国民年金手帳記号番号が払い出されており、これらの同記号番号の統合年月日は不明であるが、申立人に係る現在の年金記録については、オンライン記録により、平成21年12月24日に、申立期間直後の厚生年金保険被保険者資格記録が追加されたことに伴い、国民年金被保険者資格喪失年月日が、昭和61年3月31日から41年12月15日に訂正されていることが確認できることから、申立期間についてのみ継続して保険料を納付していたとする申立人の主張には、不合理な点が認められる。

さらに、申立人は、申立期間の保険料について、後からまとめて納付したことはないと主張しており、事実、申立期間の保険料を過年度納付及び特例納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 9 月から 51 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 9 月から 51 年 8 月まで
社会保険事務所（当時）で納付記録を確認したところ、昭和 50 年 9 月から 51 年 8 月までの期間について国民年金に未加入とされていた。

申立期間については、A資格を取得するため専門学校に通学していたことから、母親が、国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたはずである。また、昭和 51 年 11 月 2 日に再交付を受けた年金手帳の国民年金の被保険者となった日が 53 年 9 月 1 日となっていることに疑問がある。

このため、申立期間について、国民年金被保険者資格が無く、保険料の納付事実がないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由、

申立人が国民年金に加入した時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、昭和 53 年 9 月 7 日から同年 9 月 13 日までの間と考えられ、また、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえないことから、50 年 9 月の時点では、申立期間については、国民年金の被保険者資格を有しておらず、納付書が発行されることはない。

また、申立人は、昭和 51 年 11 月 2 日に再交付を受けた年金手帳の国民年金の被保険者となった日が 53 年 9 月 1 日と記載されていることに疑問があるとしているが、55 年 5 月 * 日に婚姻したその妻は、52 年 12 月 1 日に B 社 C 作業所を退職後に国民年金に加入し、保険料を納付しているが、その際に付番された国民年金手帳記号番号は「*****」（記号は申立人と同じ「****」）であることが確認でき、申立人に付番された番号は、この番号より約 4,000 番後の「*****」であり、申立人が国民年金に加入した時期が 53 年 9 月ころであることを裏付けるものであり、申立人の申立内容については根拠に乏しいものとなっている。

さらに、申立人は、その母が、国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したと主張しているが、申立人自身は国民年金の手続に直接関与していないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人は、申立期間の保険料を後からまとめて納付したとは主張しておらず、事実、申立期間の保険料を過年度納付及び特例納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 54 年 5 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B支店に勤務していた昭和 52 年 4 月から 55 年 4 月 1 日までの期間のうち、52 年 4 月から 54 年 5 月 1 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。
間違いなく勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び申立人から提出された雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書により、申立人が申立期間中にA社B支店に勤務していたことが確認できる。

一方、上記回答書によれば、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 4 月 30 日から 53 年 11 月 25 日までの期間については、雇用保険の短期雇用特例被保険者である上、同被保険者資格の取得及び喪失を繰り返しており、合計 3 か月の雇用保険未加入期間が生じていることから、継続勤務ではなかったものと推認できる。

また、当該回答書によれば、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 12 月 4 日以降の期間については、雇用保険の一般被保険者となっていることが確認できるものの、申立人から提出された昭和 55 年度C通知書に記載されている 54 年分の社会保険料控除額を基に、54 年 1 月から同年 4 月までの同控除額について検証したところ、同控除額は、仮に、申立人がA社B支店において、雇用保険被保険者資格及び厚生年金保険被保険者資格を有していた場合に控除される金額と大幅に相違していることから、申立人は、雇用保険の一般被保険者となったのと同時に、厚生年金保険に加入したものとは考え難い。

さらに、申立人が自身と同じ職種（D職）として名前を挙げた同僚二人は、

A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前が見られないことから、同社では、D職を必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかった事情がうかがえる。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 792

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 6 月から 44 年 3 月まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A機関の関連機関であるB機関（現在は、C機関）に勤務していた昭和 43 年 6 月から 44 年 3 月までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

申立期間中、B機関に勤務していたことは間違いないので、同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時にB機関に勤務していたことは、同僚の証言により推認できる。

一方、C機関に照会したところ、申立期間当時の書類が残存していないため、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用については確認することができない旨の回答が得られた。

また、申立期間当時、B機関と一緒に勤務していたとして、申立人が名前を挙げた同僚5人に照会したところ、3人から回答が得られ、そのうちの1人からは、申立人の厚生年金保険の加入状況については不明であるものの、厚生年金保険に加入していない同僚が1人いたとして、その同僚の名前を挙げており、事実、オンライン記録により、当該同僚の厚生年金保険の加入記録を調べたところ、A機関において被保険者資格を有していなかったことが確認できることから、当時、同院には厚生年金保険に加入していない従業員がいたことがうかがえる。

さらに、申立期間に係るA機関における健康保険厚生年金保険被保険者原票綴には、申立人に係る同原票が無く、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものは考え難い。

加えて、労働局に照会したところ、B機関における申立人の雇用保険被保険者記録は無い旨の回答が得られた。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 793

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 10 月 1 日から 12 年 8 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、平成 11 年 10 月 1 日から 12 年 7 月 31 日までの期間について、標準報酬月額が 24 万円となっている旨の回答を受けた。

私は、申立期間当時、毎月 30 万円以上の給料を受給しており、家族手当や交通費等諸手当に変動は無かったと記憶している。

このため、申立期間の標準報酬月額について、給与総支給額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立てに係る事実を確認できる資料として、B町役場から「平成 12 年分の確定申告書提出用」（写）を入手し、提出しているものの、同（写）の社会保険料控除欄には 45 万 9,900 円と記載されていることが確認でき、当該額は、オンライン記録により確認できる申立人の標準報酬月額 24 万円に基づく保険料額にほぼ一致する。

また、当該確定申告書提出用（写）について、B町役場税務課に照会したところ、同課から申立人に交付されたものである旨の回答が得られた。

さらに、報酬月額として社会保険事務所に届ける額の決定基準及び事業所において標準報酬月額を変更しなければならない事情等について、申立期間当時のA社の事業主及び申立人が名前を挙げた同僚に照会したものの、具体的な証言が得られなかった。

加えて、申立期間について、申立人は、標準報酬月額の改ざんが行われたと主張しているが、オンライン記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が遡及して訂正された^{そきゅう}事実は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらず

ない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 3 月 1 日から 28 年 5 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 27 年 3 月 1 日から 28 年 5 月 1 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、昭和 27 年 3 月に中学校を卒業した後、B自治体C区の叔母の家に間借りをし、D市場内に店舗のあるA社に勤めていた。

このため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B自治体C区にあるE市場F市場内の「A社」に勤務していたと主張していることから、オンライン記録により「A社」を含む名称の厚生年金保険の適用事業所を検索したところ、「A社」という名称を含む適用事業所が3社存在することが確認できるものの、そのうちの2社は、新規適用日が昭和30年代であり、また、1社は、新規適用日が昭和24年2月1日ではあるが、申立人が勤務していたと主張する所在地ではないことから、申立人が勤務した事業所とは考え難い上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の名前が無く、健康保険整理番号に欠番も見られない。

また、C区を管轄する法務局に照会したところ、該当する名称の法人登記は見当たらない旨の回答が得られた。

さらに、申立人が勤務していたと主張するA社の店舗があったE市場の事務所及び市場内取引業者の各種団体（G協同組合、H協同組合及びI市場関連事業者組合）に照会したところ、いずれも、申立期間当時の資料は残されておらず、当該事業所についての記憶が無い旨の回答が得られた。

加えて、申立人は、申立期間における当時の代表者名について、名字しか

記憶していないことから、オンライン記録上特定できず、また、当時の同僚について記憶していないため、申立人に係る当時の勤務状況等について具体的な証言を得ることができない。

また、申立人は、B自治体C区J町にある叔母の家からA社に通っていたと主張しているが、その叔母は既に他界しているため、申立人の主張に関する証言を得ることができない。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月 1 日から 36 年 3 月 5 日まで
② 昭和 36 年 4 月 11 日から 39 年 7 月 16 日まで

社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②について、昭和 39 年 11 月 4 日に脱退手当金が支給済みとなっていることが判明した。

しかし、私は、脱退手当金を受領した記憶は無いので、申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

B社に係る厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金の実支給額は法定支給額と一致しており、計算上の誤りも無く、オンライン記録では、申立人の同社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 4 か月後の昭和 39 年 11 月 4 日に、申立期間に係る脱退手当金が支給決定されている上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

なお、B社で脱退手当金の支給記録がある同僚のうち、連絡先の判明した 6 人に照会したところ、全員から回答があり、そのうちの 1 人からは、脱退手当金の説明が行われていたとしており、自身が脱退手当金を受領したことを記憶している旨の証言が得られたほか、2 人からは、脱退手当金を受領している旨の証言が得られた。

このほか、申立人に申立期間当時の状況を聴取しても申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いというほか、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 7 月 20 日から同年 9 月 20 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 41 年 7 月 20 日から同年 9 月 20 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私がA社においてアルバイトとして働いた、昭和 40 年 9 月 1 日から同年 9 月 21 日までの期間について加入記録があるにもかかわらず、申立期間について加入記録が無いのはおかしい。

このため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に照会したところ、申立人の申立期間における勤務状況については確認できないとしているほか、申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格に係る取得・喪失の届出及び同期間に係る厚生年金保険料の納付の有無については、当時の社会保険事務担当者が既に他界している上、当時の資料も残存していないため、不明である旨の回答が得られた。

また、A社の事務担当者から、申立期間当時、事務担当者ではなかったものの、当時について記憶している者から証言が得られたとして、「申立期間当時、臨時職員（アルバイト）については、本人から申し出があれば、厚生年金保険に加入させていなかった。」旨の回答が得られた。

さらに、申立期間当時にA社に勤務していた同僚7人に照会したところ、4人から回答が得られ、そのうち、申立人と同様に同社B店で働いていた2人からは、申立人の名前に記憶が無い旨の回答であったため、当時の申立人の勤務状況等について証言を得ることはできない。

加えて、公共職業安定所に照会したところ、A社における申立人の雇用保険被保険者記録は無い旨の回答が得られた。

また、申立期間に係る A 社における健康保険厚生年金保険（事業所別）被保険者名簿には、申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 6 年 10 月 1 日から 7 年 10 月 1 日まで
② 平成 9 年 11 月 30 日から同年 12 月 21 日まで

社会保険事務所（当時）でA社に勤務していた時の標準報酬月額を確認したところ、平成 3 年 4 月 1 日から 9 年 12 月 21 日までの勤務期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が自分の記憶している金額と相違していることが判明した。このため、標準報酬月額を訂正してほしい。

また、A社には平成 9 年 12 月 21 日まで勤務したが、厚生年金保険の記録が同年 11 月 30 日までとなっているので、申立期間②について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、閉鎖商業登記簿謄本から、A社は、平成 11 年 3 月 23 日に破産しており、当時の資料が残存していないため、申立期間当時の申立人に係る厚生年金保険料控除額を確認できない。

また、申立期間①当時のA社の取締役 6 人に照会したところ、3 人から回答が得られ、うち 2 人から、申立人の申立期間①について、給与の額に見合った標準報酬月額の届出及び給与に見合った厚生年金保険料控除を行っていたとする旨の回答が得られた。

さらに、オンライン記録から、申立期間①に被保険者資格を有する同僚で、平成 6 年に報酬月額の算定が行われた 49 人のうち、同年 10 月 1 日に標準報酬月額が引き下げられた者が、申立人を含め 5 人いることが確認できるが、その定時決定による標準報酬月額等に不自然さはいかたがう。

加えて、申立人の標準報酬月額は、オンライン記録により 20 万円とされているが、22 万円と主張している申立人及び同僚の標準報酬月額の記録について、^{そきゅう}遡及して訂正が行われていることはなく、社会保険事務所において不合理な処理が行われた形跡は見当たらない。

2 申立期間②について、B労働局に照会したところ、申立人は、平成3年4月1日に、A社で雇用保険の被保険者資格を取得し、9年12月22日に同資格を喪失しているとの回答が得られたことから、申立人は当該期間に同社に勤務していたことが確認できる。

一方、申立期間②当時のA社の取締役6人に照会したところ、3人から回答が得られたが、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除及び納付に関する具体的な証言は得られなかった。

また、A社の社会保険担当者から、申立人の申立期間②に係る勤務の有無は不明だが、同社は倒産直前に社会保険料を支払うことができなくなり、平成9年11月30日に資格喪失の届出を行った旨の証言が得られた。

さらに、オンライン記録により、申立人及び申立人が名前を挙げた同僚2人をはじめ、取締役全員を含む132人が、平成9年11月30日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚2人（うち1人は申立人の妻）及び申立期間当時、厚生年金保険被保険者資格を有した5人の計7人に照会したところ、5人から回答が得られ、申立人が名前を挙げた同僚から、平成9年12月分給与は支払われず、翌年、労働基準監督署に出向き6万円ないし8万円を受け取ったとの証言が得られたものの、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入及び資格喪失に係る取扱いについて具体的な証言は得られなかった。

3 このほか、両申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立期間①について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 798 (事案 535 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の記録について、標準報酬月額
の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 10 月 1 日から 9 年 4 月 29 日まで

A社に勤務していた平成 7 年 10 月 1 日から 9 年 4 月 29 日までの標準報酬
月額の訂正が認められなかった。

私が、B 社会保険事務所 (当時) において減額の手続をしたとのことだが、私は、平成 9 年 5 月 1 日の午前 11 時まで C 地方裁判所に弁護士と出
向き、印鑑を手渡したので、そのような事実は無い。このため、標準報酬
月額の訂正が認められないことに納得ができない。

今回、「管財人の報告書 (実印の引渡時)」、「破産宣告の通知」及び
「破産の決定書」を提出するので、申立期間について標準報酬月額の訂正
を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が A 社の代表取締役であり、同
社が社会保険料を滞納しており、社会保険事務所 (当時) から督促がきてい
たことを認識していたほか、申立期間当時、会社の印鑑等は申立人自身が保
管しており、標準報酬月額の変及訂正処理日である平成 9 年 5 月 1 日より後
に当該印鑑等を管財人に預けたと主張していること等により、既に当委員会
の決定に基づく平成 21 年 9 月 30 日付け標準報酬月額
の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人から提出された「管財人の報告書 (実印の引渡時)」、「破産宣告
の通知」及び「破産の決定書の写し」は、A 社が「平成 9 年 5 月 1 日午前 11
時」に破産宣告を受けたことのみ
の資料であり、申立人が、同社の代表取締
役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理を行っていないとする理由
とは言えない。

また、申立人は、平成9年5月1日午前11時までにC地方裁判所に弁護士と出向き、管財人に印鑑を手渡したので、B社会保険事務所において減額処理をした事実は無いと主張しており、同日同時刻までに当該社会保険事務所に行くことができなかつたことのみを主張しているほか、「社会保険庁（当時）側がA社の同意を得ずに記録訂正処理を行った。」と主張しているが、具体的な根拠はない。

申立人は、新たな資料として「管財人の報告書（実印の引渡時）」等を提出したが、前記のとおり、これらは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の記録について、標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の記録について、標準報酬月額
の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 10 月 1 日から 16 年 8 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、
A社に勤務していた期間のうち、平成 15 年 10 月 1 日から 16 年 8 月 1 日ま
での期間について、標準報酬月額が 20 万円となっている旨の回答を受けた。
しかし、平成 8 年 10 月 1 日から現在に至るまで、標準報酬月額は 50 万
円であるはずなので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、
当初、平成 15 年 10 月から 16 年 7 月までは 50 万円と記録されていたところ、
17 年 1 月 31 日付けで遡^{そきゅう}及して訂正され、20 万円に引き下げられていること
が確認できる。

一方、A社に係る商業登記履歴事項全部証明書により、申立人は、申立期
間当時に同社の代表取締役を務めていたことが確認できる。

また、申立期間に係るA社における健康保険厚生年金保険被保険者報酬月
額変更届には、同社の社判及び代表者印が押されていることが確認できる。

さらに、滞納処分票により、A社が社会保険料を初めて滞納した、平成 14
年 5 月分から 17 年 1 月分までの保険料について、遅れて納付されている上、
社会保険事務所が再三に渡り保険料納入の約束を申立人と取り交わしている
旨及び納入計画書の提出を求めている旨の事蹟が記載されていることが確認
できる。

加えて、上記滞納処分票により、平成 17 年 1 月 28 日の事蹟では、今後新
規発生分の保険料を確実に納入する旨及び滞納した場合は差し押さえする旨
の約束を申立人と取り交わしていることが確認できる。

これらのことから、申立人が遡及訂正処理に係る届出を行ったものと考え
るのが自然であり、申立人は自身の標準報酬月額が引き下げ訂正されること

について同意していたものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理が行われることに同意しながら、この減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年8月1日から21年10月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B工場に勤務した昭和19年8月1日から21年10月1日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。一緒に仕事をした同僚は再調査の結果によりA社B工場における記録が見つかったものであり、私の記録も有るはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B工場に勤務した旨を主張しているところ、同名の事業所はオンライン記録には見当たらないが、申立人が主張する所在地に、適用事業所としてA社C製作所が存在しており、同社同製作所の被保険者名簿には、「A社C製作所B工場」と記載してあるページも存在することから、申立人が勤務していたのはA社C製作所であると考えられる。

また、申立期間当時にA社C製作所において被保険者資格を有している同僚の証言から、申立人が、申立期間当時、A社C製作所に勤務していたことは推認できる。

一方、現在のA社に照会したところ、申立人に係る記録は保存されておらず、申立人の勤務及び厚生年金保険加入について確認できないとの回答が得られた。

また、申立期間前にA社C製作所において被保険者資格を取得し、申立期間後に資格を喪失している者のうち、同社の別事業所からの転勤ではない者で、存命中で連絡先が判明した17人に照会したところ、1人から、申立人と思われる人物に記憶があるが、当該人物は、自身が入社した後に大量に採用された臨時扱いの雇用形態であり、臨時扱いの者は自分たち正社員とは取扱いが区別されていたとの証言が得られた。なお、当該同僚のうち、昭和19年

4月10日に資格を取得している者が13人確認できるが、回答があった同僚の1人は、同日に入社した者は全員青年学校に入学した者であったと証言しているところ、申立人は青年学校には入学していないと主張している。

加えて、申立人は、同僚6人の名前を挙げているが、うち2人については、資格取得日から、青年学校入学者と思われ、1人については、申立人が主張する名字の者が多数おり、特定できず、1人については、該当者と思われる者が名簿上に見当たらない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年5月1日から同年10月1日まで
② 昭和25年3月1日から26年7月1日まで
③ 昭和26年7月1日から28年9月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社（現在は、B社）C事務所に勤務していた期間のうち、昭和21年5月1日から同年10月1日までの期間、同社に勤務していた期間のうち、25年3月1日から26年7月1日までの期間及び同社D事務所に勤務していた期間のうち、同年7月1日から28年9月1日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、昭和21年5月に入社してから29年3月に退職するまで、A社に継続して勤務していたことは間違いないので、各申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、当時、A社C事務所において厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、存命中で連絡先の判明した同僚一人に照会したところ、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

また、申立人は、A社C事務所に勤務していた同僚のうち、同じE高校の定時制に通学していた同僚がいたとして、その名前を挙げているところ、オンライン記録により、当該同僚は、申立期間①に、同社同事務所において厚生年金保険被保険者資格を有していることが確認できるものの、当該同僚から得られた照会結果では、入社と同時に被保険者資格を取得していない上、その入社時期は、労働者年金保険制度の創設前である。

さらに、上記回答の得られた同僚から、申立人の厚生年金保険被保険者

資格取得時期について、入社と同時ではなかったと思われる旨の証言が得られた。

加えて、B社は、D事務所が閉所となる昭和42年ごろまで、採用後6か月程度の試用期間を設けており、同期間中、厚生年金保険に加入させていなかったとしている。

- 2 申立期間②について、申立人は、昭和23年4月1日付けで、A社C事務所内E事務室から同社F所へ異動したと主張しているものの、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）により、24年11月1日付けで、「転勤」と記載されていることが確認できることから、申立人の主張には曖昧な点^{あいまい}が認められる。

また、申立人は、A社において、被保険者資格を喪失した昭和25年3月1日の翌月の同年4月にE高校の定時制に入学し、申立期間②のうち、入学後の期間については、それまで、3交代制で昼夜間帯の勤務であったところ、昼間帯のみの勤務に変更してもらい、同高等学校の定時制に通いながら、A社C事務所に継続して勤務していた旨を主張しているが、このことについて、確認できる資料等はない上、各勤務時間帯における厚生年金保険の適用について確認することができない。

- 3 申立期間③について、上記1において回答の得られた申立人と同じE高校の定時制に通学していた同僚から、申立人が、同期間前に、同校の定時制を退学した後、全日制のG高校に入学し、同校に通学するためにA社D事務所を退職したことから、同期間中、同社同事務所には勤務していなかったと思われる旨の証言が得られた。

また、G高校に照会したところ、申立人の同校への入学は昭和26年4月である旨の回答が得られ、当該同僚の証言と符合する。

- 4 申立期間①、②及び③について、B社に照会したところ、当時の書類は残存していないため、申立人の各申立期間における勤務状況及び厚生年金保険の適用については確認することができない旨の回答が得られた。

また、申立人は、各申立期間中、正社員として勤務していたと主張しているところ、B社から、雇用形態について、「正社員」のほか、必ずしも厚生年金保険に加入させていなかった「雇員」、「傭員」、「助手」等があり、人夫を派遣する「組」という組織も存在していた旨の回答が得られた。

- 5 このほか、各申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の

各申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 5 月 25 日から 43 年 10 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和 41 年 5 月 25 日から 43 年 10 月 1 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、姉の紹介により、姉の夫が経営するA社に就職し、昭和 37 年に入社してから 51 年に退職するまで、B作業及び運転手として、同社に継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時にA社に勤務していたことは、同社の事業主及び複数の同僚の証言により推認できる。

一方、申立期間当時、A社において厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、連絡先の判明した3人（申立人が名前を挙げた同僚を含む。）に照会したところ、全員から回答が得られ、そのうちの1人からは、申立期間当時、個人所有のトラックを使用し、同社に名義料を支払い、配送業務を請け負っていた者が、申立人を含め複数人いた旨の証言が得られた。

また、上記回答の得られた同僚から、配送業務を請け負っていた者として、申立人のほか、一人の名前が挙げられたところ、オンライン記録により、その者は、申立人と同様に、A社において被保険者資格をいったん喪失した後、再度、取得していることが確認できるほか、同記録により、同社において申立人と同じ厚生年金保険の加入記録を持つ者が、前述の者のほか、一人いることが確認でき、その者は、喪失してから再取得するまでの期間について、国民年金被保険者資格を有し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。これらのことから、申立期間当時、同社では、配送業務を請け負っていた者を含め、従業員ごとに厚生年金保険の取扱いが異なっていたことがう

かがえる。

さらに、申立人は、健康保険証について記憶していないとしているものの、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、昭和 41 年 5 月 25 日に被保険者資格を喪失し、同年 6 月 1 日に健康保険証を返納していることが確認できる。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 9 月 1 日から 39 年 2 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた昭和 38 年 9 月 1 日から 39 年 3 月 1 日までの期間のうち、38 年 9 月 1 日から 39 年 2 月 1 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

申立期間において、A社に勤務していたことは間違いないので、同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の同僚の回答から、申立人が、同期間において、A社に勤務していたことは推認できる。

一方、B社から提出された申立期間当時の「台帳（社員の厚生年金保険記号番号及び被保険者資格の得喪日が記録されているもの）」により、申立人が、A社において、初めて厚生年金保険被保険者資格を取得した日は、昭和 39 年 2 月 1 日であることが確認できる。

また、B社に照会したところ、申立期間当時、A社では、半年ぐらいの見習期間（アルバイト扱い）があり、その期間の給与については、所得税のみを控除していた慣例であったことから、申立人は、当時、アルバイトとして勤務したものと考えられる旨のほか、当時、同社では、厚生年金保険の加入については任意であった旨の回答が得られた。そこで、B社から提出された当時の「給与台帳」を確認したところ、申立人の名前は見当たらない上、厚生年金保険料が控除されていない者が複数人いることが確認できることから、当時、同社には厚生年金保険に加入していない従業員がいたことがうかがえる。

さらに、申立期間当時、A社に勤務していた同僚 5 人に照会したところ、3 人から回答が得られ、そのうち 1 人からは、当時は見習期間があった旨及び社会保険の加入については、本人の希望により加入しなくてもよかった旨の回答が得られた。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 804

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 10 月から 41 年 2 月まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社(現在は、B社)に勤務していた昭和 39 年 10 月から 41 年 2 月までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

当時、家業が不振のため、知人の紹介でA社に勤務した。会社の寮に住み、指示された数か所の工場で働いていた。

車の免許を取得できる年齢になったため、昭和 41 年 2 月にA社を退職し、C県に戻った。このため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から、昭和 35 年の創業時から 5 年程度しか使用していなかったA社の社名、業務内容、現在は無い寮を知っていることから、申立人が当社に勤務していたことは間違いないと思われる旨の回答が得られたことから、申立人が、申立期間当時にA社に勤務していたことは推認できる。

一方、B社に申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用について照会したところ、残存している創業当時から現在までの社会保険等の資料には、申立人の名前を確認することはできない旨及び申立期間当時、同社では、地方出身者による期間従業員及び臨時従業員が多数勤務していた旨の回答が得られた。

また、A社に係る健康保険厚生年金被保険者名簿で確認できた厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、存命中で連絡先の判明した一人に同社における従業員の厚生年金保険の加入条件を照会したところ、当時、期間従業員及び臨時従業員については、厚生年金保険に加入させておらず、厚生年金保険の被保険者は正社員のみであった旨の証言が得られた。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚 4 人のうち、3 人については、A社に

係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前が見当たらない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険加入記録を照会したところ、A 社（現在は、B 社）C 工場における資格喪失日が昭和 53 年 9 月 30 日になっているとの回答を受けた。私は 9 月いっぱいまで A 社に勤務したはずであり、資格喪失日は昭和 53 年 10 月 1 日となるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D 社（B 社の人事関連を取り扱う会社）に照会したところ、申立人についての記録は保存されておらず詳細は不明であるが、申立人の退職日のみが判明し、昭和 53 年 9 月 29 日であり、厚生年金保険の記録と一致している旨の回答が得られた。

また、E 企業年金基金に照会したところ、同基金における申立人の A 社 C 工場の資格喪失日は昭和 53 年 9 月 30 日であり、厚生年金保険の記録と一致している。

さらに、労働局に A 社における申立人の雇用保険加入記録について照会したところ、申立人は、昭和 40 年 4 月 1 日に雇用保険被保険者資格を取得し、53 年 9 月 29 日に離職した旨の回答が得られた。

加えて、A 社 C 工場における申立人の健康保険整理番号の前後 100 人ずつのうち、同工場を最後に退職したと考えられる者は 21 人確認できる。うち 8 人は平成になってからの被保険者の資格喪失であるため除外し、残る 13 人について同資格喪失日を調査したところ、8 人が月末又は月中に資格を喪失しており、A 社 C 工場の次に資格を取得した事業所において、同社同工場における資格喪失日と同日に資格を取得していない者 9 人中 8 人が月中又は月末に同社同工場において資格を喪失していることから判断すると、申立期間当時、同社同工場においては、必ずしも月末に退職し、翌月 1 日に同資格

を喪失させる事務処理を行っていなかったことがうかがわれる。

このほか、給与明細書、源泉徴収票等保険料の控除を確認できる資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 4 月 1 日から 30 年 1 月 31 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B支店C営業所に勤務していた昭和 27 年 4 月 1 日から 30 年 1 月 31 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、A社B支店C営業所を退職する際、同社の経理担当者から年金手帳を受け取り、同社の次に就職したD社に、その年金手帳を提出したこと、また、その提出時期が遅かったため、別の年金手帳が交付され、年金手帳が2冊になってしまい、そのうちの1冊を、同社の担当者を通じて、E社会保険事務所に返納したことを記憶している。

このため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店及び同社同支店を統括する同社F支店に照会したところ、申立期間に係る社員名簿並びに同社B支店及び同社同支店C営業所に関する書類は残存していないため、申立人の勤務状況及び社会保険の加入状況については確認することができないとしているものの、当時の同社の雇用形態として、「正社員」のほかに、「臨時雇い」及び「日雇い」があった旨の回答が得られた。

また、申立人が名前を挙げた同僚一人から、A社B支店C営業所に在籍していたが、申立人と職務が異なる上、申立人とは一緒に勤務していなかったため、申立人の勤務状況及び社会保険の加入状況について証言することはできない旨の回答が得られた。

さらに、申立人は、A社B支店C営業所を退職する際、同社の経理担当者から年金手帳を受け取り、同社の次に就職したD社に、その年金手帳を提出したと主張しているが、年金手帳が交付され始めたのは申立期間以降である

ことから、申立人の主張には矛盾が認められるほか、オンライン記録により、申立人は、D社を退職した後の昭和 37 年 5 月 14 日に、脱退手当金の支給記録が確認できるところ、この時点で、脱退手当金の計算の基礎となった期間に、前職である申立期間は含まれていない。

加えて、申立人は、D社への年金手帳の提出時期が遅かったため、別の年金手帳が交付され、年金手帳が 2 冊になってしまい、そのうちの 1 冊を、同社の担当者を通じて、E 社会保険事務所に返納したと主張しているが、オンライン記録により、申立人は、昭和 37 年 3 月 30 日に、同社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、51 年 2 月 16 日に、同資格を再取得していることが確認でき、また、同社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の「払出簿確認」の押印から、重複確認が行われた時期は 51 年 2 月ごろであることが確認できる。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 807

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 8 月 26 日から同年 12 月 29 日まで

A社において、平成 15 年 8 月 26 日に入社したが、健康保険及び厚生年金保険に加入させてくれなかったため、同年 12 月 29 日に退職した。A社の求人票には、社会保険に加入する旨が記載されていた。

このため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の給与支払明細書(写)により、申立人が申立期間当時に同社に勤務し、給与の支払いを受けていたことは確認できる。

しかし、上記給与支払明細書(写)の健康保険及び厚生年金保険の控除欄には保険料額が記載されておらず、申立人がA社において、健康保険及び厚生年金保険の保険料を控除されていなかったことが確認できる。

また、A社に照会したところ、申立人は、申立期間当時に厚生労働省が実施していた制度の「トライアル雇用」を利用した雇用だったため、健康保険及び厚生年金保険に加入させておらず、保険料についても給与から控除していなかった旨の証言が得られた。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていることを認めることはできない。